

令和8年9月調達分 「中能登町指定ごみ袋の外装袋」 広告主募集要領

1 目的

この要領は、中能登町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成23年中能登町告示第26号)に基づき、中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成17年中能登町規則第104号)に定める容器(以下「ごみ容器」という。)への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

種類	印刷組数(予定)	店頭販売開始時期(予定)
町指定ごみ袋 大・平型	22,500組	令和8年9月以降

- ※ 店頭販売開始時期は予定である。先行調達分の在庫がなくなり次第順次出荷される。広告が掲載されたごみ袋が実際に店頭に並ぶ時期を確約するものではない
- ※ 広告掲載の終了時期は、店頭在庫がなくなるまでとなる。
- ※ 販売状況により店頭で新旧の在庫が混在することがある。場合によっては、同時期に広告主が異なるごみ袋が販売されることがある

3 広告の掲載位置、規格等

- (1) 外袋の表面に掲載します。
- (2) 広告の文字色、サイズは次のとおりです。

種類	広告文字色	広告枠のサイズ
町指定ごみ袋 大・平型	2色 (要相談)	概ね縦187mm・横74mm

4 募集枠数及び広告掲載料

- 1枠(200,000円)
全サイズとも同じ広告主の同じ広告を掲載します。
適正な申し込みが多数となった場合は抽選とします。

5 広告の作成

広告主が、掲載サイズ内で広告原稿を作成し、電子データ及び紙で提出する。

6 募集対象

県内に住所又は事業所を有する事業者

7 応募上の注意

- 次の業種又は事業者の広告は、掲載しない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
 - (2) ギャンブルに係るもの(宝くじ、競馬等に係るものを除く。)
 - (3) 消費者金融に係るもの

- (4)法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5)民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更正手続中のもの
- (6)その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの掲載に適すると認められる応募が、募集した枠数を超える場合は、抽選により決定する。

8 募集期間

募集開始から令和 8 年 5 月 30 日

9 提出書類

- (1)中能登町広告掲載申込書(様式第 1 号)
- (2)広告原稿を添付

10 提出方法

- (1)持参する場合・ 窓口での受付は、募集期間内の平日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (2)郵送の場合・ 一般書留又は簡易書留を利用すること。なお、締め切りを過ぎて到着したものは失格とする。
また、封書に「指定ごみ袋広告掲載申込書」である旨を記載するものとする。

11 1 提出先、問い合わせ先

〒 9 2 9 - 1 6 9 2 石川県鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地
中能登町生活環境課(行政サービス庁舎 2 階) (担当：常光、大道)
TEL：0767-72-3927